

建災防宮城県支部からのお知らせ

令和2年1月1日



あけましておめでとうございます。

皆様の御安全と御健康をお祈りします。

建災防宮城県支部

東北の6労働局長が一斉パトロール～宮城は石巻で

令和元年12月13日、年末・年始の労働災害の発生を防止するため、東北6県の労働局長が一斉に建設現場のパトロールを実施しました。

宮城県では、宮城労働局、石巻労働基準監督署のほか、「みやぎ復旧・復興工事新ゼロ災運動推進協議会」のメンバーが参加して、石巻市で施工中の、清水建設・大豊建設・遠藤興業JVが施工する「石巻市石巻中央排水ポンプ場他新築工事」で公開パトロールを実施しました。

宮城労働局では、1月末までの間、「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開中です。経営トップによる安全衛生への所信表明・

パトロールの実施、PDCAに基づく安全衛生管理年間計画の作成・実施、重機等機械災害防止のための適正な計画とその遵守、高所からの墜落防止、転倒災害防止のための設備等の点検と改善対策の実施など、各事業場の状況に応じて適切な取組をお願いいたします。



挨拶する代田労働局長

宮城県内労働災害（建設業関係）の発生状況（令和元年11月末現在）

宮城労働局発表より

業種	年	平成29年 全期		平成30年 全期(確定値)		平成30年 11月末		令和元年 11月末		前年同月比較			
		死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	
										増減数	増減率 %	増減数	増減率 %
全産業計		2385	17	2589	23	2208	21	1967	15	-241	-10.9	-6	-28.6
建設業		350	5	336	7	288	7	294	6	+6	+2.1	-1	-14.3
土木工事業		123	2	123	2	108	2	92	4	-16	-14.8	+2	+100.0
建築工事業		179	3	156	3	132	3	164	2	+32	+24.2	-1	-33.3
鉄骨・コンクリート造 家屋建築工事業		48	2	43	2	31	2	42		+11	+35.5	-2	-100.0
木造家屋建築工事業		86		54		45		76	2	+31	+68.9	+2	
建築設備工事業		17	1	18	1	16		18		+2	+12.5		
その他の建築工事業		28		41		40	1	28		-12	-30.0	-1	-100.0
その他の建設工事		48		57	2	48	2	38		-10	-20.8	-2	-100.0

災害件数は令和元年11月末までに発生し、報告のあった労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。死亡件数は内数となっています。

移動式クレーンの転倒で、重大災害が発生！

令和元年12月18日、塩釜市内の建設工事現場において、移動式クレーンを用いて荷役作業中、当該クレーンが転倒し、1人が死亡、5人が負傷する重大災害が発生しました。原因は関係機関で調査中ですが、宮城労働局では、移動式クレーンの転倒等の事故が相次いでいることから、建災防宮城県支部にも、以下の点に留意して、会員にその防止を徹底するよう要請がありました。

(移動式クレーンに係る安全管理のポイント～宮城労働局)

1	過負荷作業を行わないこと。また、過負荷防止装置の自動停止機能を解除しないこと。
2	移動式クレーンの設置に当たっては、アウトリガーを最大に張り出すことを基本とし、中間張出しの場合は定格荷重が減少することから適正な張出幅を確保すること。また、十分な広さ及び強度を有する鉄板等を敷設し、その上に移動式クレーンのアウトリガー及びフロントジャッキを張り出して作業を行うこと。
3	事前に移動式クレーンの種類に応じた転倒防止方法を検討し、作業開始前に当該検討結果を基に荷揚げ等する資材と当該クレーンの設置位置関係、荷揚げ等作業の作業手順等を関係者で確認すること。
4	元方事業者は移動式クレーンの転倒防止及びその配置に係る計画を作成し、当該計画に基づき、適切な転倒防止措置を講じるよう関係請負人及び関係請負人の労働者に必要な指導を行うこと。
5	クレーン作業中の強風対策として、強風（10分間の平均風速が10m/sec）時には作業を中止するとともに、強風により移動式クレーンが転倒するおそれがあるときはジブを固定する等の措置を講ずること。なお、クレーン周辺の風の状態を把握するため、現場に風速計や吹き流し等を設置し、常時様子を観察すること。
6	移動式クレーンの運転者に対し、安全衛生教育指針に示す移動式クレーン運転士安全衛生教育を行う等により安全作業の定着を図らせること。

建災防宮城県支部でも、「死亡労働災害速報」を作成していますので、御参照ください。

なお、つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等についても、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられています。（クレーン構造規格第27条～経過措置（平成31年3月1日前に製造されたもの等は従前の例による））

転倒事故防止のため、新規規格を満たす過負荷防止装置を備えるものに、計画的に更新されるようお願いいたします。



建災防宮城県支部 HP

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604